資料２－１

厚生労働省発開 0911 第３号
令 和 ６ 年 ９ 月 11 日

労働政策審議会
　会長　清家　篤　殿

厚生労働大臣　武見　敬三

別紙「雇用保険法第六十条の二第一項に規定する厚生労働大臣が指定する教育訓練の指定基準及び雇用保険法施行規則第百条の二に規定する厚生労働大臣の定める基準の一部を改正する告示案要綱」について、貴会の意見を求める。

別紙

雇用保険法第六十条の二第一項に規定する厚生労働大臣が指定する教育訓練の指定基準及び雇用保険法施行規則第百条の二に規定する厚生労働大臣の定める基準の一部を改正する告示案要綱

第一　雇用保険法第六十条の二第一項に規定する厚生労働大臣が指定する教育訓練の指定基準の一部改正

（第一条関係）

一　特定一般教育訓練の課程に係る類型の創設

１　特定一般教育訓練の課程について、職業能力開発促進法施行規則第七十一条の二第一項の規定に基づき厚生労働大臣が認定する職業能力検定のうち速やかな再就職及び早期のキャリア形成に資するものとして人材開発統括官が定める基準に該当するものの合格を訓練目標とする課程を、従前から指定対象としている職業能力開発促進法第四十四条第一項の技能検定の合格を訓練目標とする課程とともに特定一般教育訓練の新たな類型に位置付けて指定対象とすること。

２　１に掲げる教育訓練の実績は、目標資格等に係る受験の状況及びその結果並びに訓練修了後の就職等の状況の実績からみて、当該教育訓練に十分な効果があると認められるものとすること。

二　専門実践教育訓練の課程に係る類型の拡充

１　専門実践教育訓練の課程について、学校教育法に基づく専門職大学院の専門職学位課程に加え、外国の大学院の学位を取得するための課程であって同法に基づく大学院の修士課程に相当するもののうち中長期的なキャリア形成に資するものとして人材開発統括官が定める基準に該当するものを指定対象とすること。

２　１に掲げる教育訓練の実績は、訓練修了後の就職等の状況の実績等からみて、当該教育訓練に十分な効果があると認められるものとすること。

三　その他所要の改正を行うこと。

第二　雇用保険法施行規則第百条の二に規定する厚生労働大臣の定める基準の一部改正（第二条関係）

第三　適用期日

この告示は、令和七年四月一日から適用すること。